

平成の禁酒法？

福岡市長は、市職員による酒の上での不祥事が相次いでいることを受け、5月21日、臨時の幹部会議を開き、職員に対して1ヵ月間自宅外での飲酒を禁ずる旨の通知を出しました。

早速市民の間からは賛否両論の意見が寄せられているようですが、中には、「3ヵ月位禁酒すべき」とか「自宅での飲酒も禁止すべき」といった厳しい意見もあるようです。市長は、「飲酒を規制する法的な根拠がないため要請に止めたが、外出先などでの飲酒が発覚すれば厳しい対応で臨む」としています。

福岡市では、2月に、酔った消防士が盗んだ車を運転したとして逮捕され懲戒免職となっています。また、4月には市立小学校の教頭が酒気帯び運転で摘発され、同じく懲戒免職になっています。更に、今月18日には、酔った市職員2人がそれぞれ暴行と傷害容疑で逮捕されるというように、飲酒に絡んだ不祥事が続いています。

これでは、市役所職員は相当弛んでいる、組織自体の緊張感が足りないといわれても致し方ありませんし、市長ならずとも「酒を止めろ」といいたくなる気持ちは分かります。

この原因がどこにあるのかは定かではありませんが、少なくとも、職員の問題が共有されず、「自分は大丈夫」という意識が強いのではないかと思います。

今回の禁酒令は全職員が対象ですから、その意味では、全職員を巻き込んでしっかり出直そうという市長の意思表示ともいえるでしょう。市長のその思いが、職員に浸透することを祈りたいと思いますが、市民からは、市長の方針に賛成の意見ばかりでなく、「市長のパフォーマンス」に過ぎないとか「やりすぎ」といった批判や、「期間中でも、飲む者は飲むだろう」と冷ややかに見ている人もいます。また、飲食店からは、損失は50万円以上との嘆き節も聞こえています。

今回の禁酒令、果たして効果を上げることができるでしょうか。禁酒令は1ヵ月間限定ですから、この間、酒の上での不祥事が起きないようにということ

であれば効果はあるかも知れません。ただ、今回の禁酒令は飲酒そのものを禁じているわけではありませんから、職員が、市長の思いや危機感を共有し、自分の問題として受け止めない限り、のど元過ぎれば再び不祥事が発生するという恐れは否定できません。

今回の福岡市における禁酒令のニュースを見て、私はアメリカにおける国家禁酒法のことを思い出しました。

アメリカでは、1919年から1933年までの14年間にわたり、国家禁酒法（ボルステット法）により、消費のためのアルコールの製造・販売・輸送が全面的に禁止されていました。この14年間は、アメリカの暗黒の時代といわれています。

面白いことに、この法律ではアルコールの製造や販売等は全面的に禁止されていますが、酒を飲むこと自体は禁止されていませんでした。つまり、今回の「禁酒令」と同様、自宅で飲むことはオーケーということです。実際には、この法律を守ろうとする人は殆どおらず、結果、闇で製造されたアルコールが闇で流通するようになります。ニューヨークでは、禁酒法の時代に闇酒場が3万軒から3万5千軒もあったといわれています。更に、この法律はアメリカ以外では何の効力もありませんから、多くのアメリカ人が酒を求めて国境を越えるようになりました。

また、闇に流れる金を巡ってギャングが横行し、犯罪も多発しました。この暗黒の時代に我が物顔に振る舞ったのがアル・カポネです。その時代のことは「アンタッチャブル」という映画でもリアルに描かれています。

如何に理想が高くても、余りに現実から乖離した法律や仕組みであれば、結局、国民からは守られることなく混乱を招くだけであることを、「国家禁酒法」はよく示しています。（塾頭 吉田 洋一）